

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第八号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「及び技術評価幹」を「、技術評価幹及び主席工事検査員」に改め、同項第三号中「、主席工事検査員」を削る。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。